

○高岡市文化芸能館条例施行規則

平成17年11月 1 日

教育委員会規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、高岡市文化芸能館条例(平成17年高岡市条例第196号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

第2条 条例第4条第1項の規定により、高岡市文化芸能館(以下「文化芸能館」という。)の利用許可を受けようとする者は、利用許可申請書を利用しようとする日の3日前までに指定管理者に提出しなければならない。

(利用の許可)

第3条 指定管理者は、文化芸能館の利用を許可したときは、利用許可書を交付するものとする。

(利用の取りやめ及び変更)

第4条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用の取りやめ又は変更について許可を受けようとするときは、利用取りやめ(変更)申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の減免)

第5条 条例第9条の規定により、利用料金の減免を受けようとする者は、利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 利用料金の減免の範囲及び割合は、別表のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めて高岡市教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(遵守事項)

第6条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けないで、文化芸能館内での寄附金の募集、物品の販売等をしないこと。
- (2) 定められた場所以外の場所において、火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで、壁、柱等にはり紙をし、又はくぎの類を打たないこと。
- (4) 許可を受けた附属設備以外のものを利用しないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の高岡市青年の家条例施行規則(昭和51年高岡市教育委員会規則第7号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成17年12月22日教委規則第58号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、改正前の高岡市青年の家条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為は、改正前の高岡市青年の家条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(令和2年3月25日教委規則第5号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

利用区分	減額率	
	入場料を徴しない場合	入場料を徴する場合
市又は教育委員会の主催する場合	100%	100%
市又は教育委員会の共催する場合	50%	30%
市又は教育委員会の後援する場合	30%	15%